



## 第 97 号

西島 秀向  
KCCN 理事  
京都府生協連会長理事

### 5月は消費者月間

#### 1. 3月15日は、世界消費者の権利の日

3月15日は、世界消費者の権利の日とされています。これは、1962年にアメリカのジョン・F・ケネディ大統領が消費者利益の保護に関する特別教書という意見書を議会に送った日を記念したものです。この意見書の中で提唱されている消費者の権利は、次の4つでした。

- 「安全への権利」、
- 「情報を与えられる権利」、
- 「選択をする権利」、
- 「意見を聴かれる権利」。

1961年1月にケネディが大統領に就任して、1年あまり後のことです。1960年の大統領候補の時に、遊説中の演説の中で、当選した暁には連邦政府の政策に消費者の声を反映するためにホワイトハウスの中に、消費者諮問委員会の設置を公約しています。そして、特別教書の4か月後、1962年7月には、消費者諮問協議会が設置されたとのことです。

日本より早く大量生産・大量消費社会のしわ寄せが、顕在化する中で、消費者の生活はあらゆる角度からの圧力にさらされているので、そういった圧力を消費者が理解できるよう支援することが国の重要な任務だと認識し、それに対応する政策を実行したとのことです。

#### 2. 消費者の権利と消費者の責務

1975年には、ジェラルド・R・フォード大統領が、「消費者教育を受ける権利」を5番目の権利として加えました。

1982年には、国際的な消費者団体である国際消費者機構(当時 IOCU、1995年から略称 CI = Consumers International に名称変更)が、消費者には権利と同時に責任があるとして、上記の5つの権利を含んだ「消費者の8つの権利」と「5つの責務」を提唱しています。

消費者の8つの権利(国連消費者保護ガイドラインとして2015年に更新)

「基本的なニーズを満たす権利」 基本的で不可欠な商品やサービスが得られること:適切な食料、衣類、住居、医療、教育、公的サービス、水、公衆衛生。

「安全への権利」 健康や生命に危険を及ぼす製品、製造プロセス、サービスから守られること。

「知らされる権利」 選択を行うために必要な情報を与えられ、不正または誤解を招く広告やラベル付けから守られること。

「補償される権利」 不実表示、粗末な商品、または不十分なサービスの補償を含む、正当な請求の公正な解決を受けられること。

(次のページへつづく)

「選択をする権利」 満足のいく品質が保証されたさまざまな製品やサービスが競争力のある価格で提供され、選択できること。

「意見が聞かれ反映される権利」 政府の政策の立案と実行の際、および製品とサービスの開発の際、消費者の利益が代表されること。

「消費者教育を受ける権利」 基本的な消費者の権利と責任、およびそれらに基づいて行動する方法を認識し、自信を持って商品とサービスを選択するのに必要な知識とスキルを習得できること。

「健全な環境への権利」 現在および将来の世代の幸福を脅かさない環境で生活し、働けること。

#### 消費者の5つの責務

「批判的意識を持つ責任」

「主張し行動する責任」

「社会的弱者への配慮責任」

「環境への配慮責任」

「連帯する責任」

また、CIは現在、次のような理念を提示しています。「私たちの基本的な信念は、すべての人が安全な商品と高品質のサービスにアクセスし、公正に扱われ、問題が発生した場合に効果的な解決策を提供する権利を持っているということです。」

### 3. 消費者月間

日本では、1968年5月30日に、消費者保護基本法が公布され、1988年にこの日は「消費者の日」とされ、毎年5月を「消費者月間」とされました。その当時は、消費者は行政に「保護される者」として位置付けられました。その後、2004年には消費者保護基本法が改正され、消費者基本法と名称を変えて公布されました。ケネディの提唱した4つの消費者の権利に加え、消費者に必要な消費者教育が提供される権利や、被害の生じた消費者が適切に迅速な救済を受けられる権利などが初めて明記されました。また、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を消費者政策の基本とすることが規定されました。

また、2009年の消費者庁、消費者委員会設置以降、消費者の権利や責任を考えるにあたっては、消費者がよりよい企業や商品を選ぶことによって社会的責任を果たす経済的投票行動という側面が重視され、消費者保護の観点から消費者の権利行使の観点へと、その重点がシフトしています。

2012年8月に成立した「消費者教育の推進に関する法律」は、消費者教育の基本理念として、「消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれること」および「消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援すること」を定めています。こういった考え方が、現在広がりを見せているエシカル消費(人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと)につながってきていると思います。

(アメリカ消費者運動の50年(批評社)、日本大百科全書、ウィキペディア、関西消費者協会、消費者庁ホームページなどを参考にしました。)

以上

(2022年5月)